

お知らせ

Information

交通災害共済のお知らせ

新冠町では、次のとおり交通災害共済の加入申込み受付を行っています。加入方法等は次のとおりです。

▼加入できる人

新冠町に在住し、住民登録（外国人登録を含む）をしている方はどなたでも加入できます。

▼こんな時に請求できます

交通事故により災害を受けた場合。（自転車で転んでケガをして病院で治療を受けた場合や自損事故を起こし、ケガをして病院で治療を受けた場合なども含みます。）

▼会費

1人年額 500円

▼共済期間

加入日～平成23年3月31日まで

▼見舞金

通院日数等に応じて3万円から80万円の見舞金が支給されます。

▼幼児・児童の加入掛金について

平成22年4月1日時点において、新冠町に住民登録をしている平成10年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた幼児・児童について、町において交通災害共済金を負担し、共済に加入させますので、万が一、交通事故に

遭われ通院等する場合がございますら、見舞金が支給されますので、町民福祉課住民福祉グループまでお問合せ下さい。

●お問い合わせ先

町民福祉課住民福祉グループ
☎ 47・2112（直通）

全国健康保険協会からのお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部の健康保険料率が、本年3月分（4月納付分）より9.42%（現行8.26%）に変わります。

大幅な保険料率引き上げの背景としては、保険料収入が大幅に落ち込む一方で医療費の支出が増えたこと、都道府県ごとの加入者にかかった医療費の違いが反映されていることなどによります。詳しくは協会けんぽのHPまたは協会けんぽ北海道支部まで。

<http://www.kyoukaikerpo.or.jp/>

●お問い合わせ先

全国健康保険協会北海道支部
☎ 011・726・0352

育児・休業法が改正されます！

就労」と「結婚・出産・子育て」の「二者択一」を解消し、特に、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について仕事と家庭の両立支援を進めるため、育児・介護休業法が改正されました。平成21年9月30日に施行された一部規定を除き、平成22年4月1日、平成22年6月30日に施行されます。詳しくは、北海道労働局雇用均等室までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

北海道労働局雇用均等室
☎ 011・709・2715

女性の健康サポートセンターのご案内

北海道静内保健所では「女性の健康サポートセンター」を開設しています。

妊娠、出産、子育てに関すること、不妊に関すること、思春期や更年期の心身の健康に関することなど、女性の健康上の幅広い相談について保健師などがお受けします。

相談は「女性の健康相談ダイヤル」（電話相談）や、「女性の健康相談の日」（毎月1回・来所相談・予約制）でお受けします。

◇「女性の健康相談ダイヤル」
保健所に電話をしていただいて、「女性の健康相談ダイヤル」と伝えていただくと、すぐに保健師がお受けします。

▼相談時間

月～金曜日 9:00～17:00
（土日祝日を除く）

▼電話番号

☎ 42・0251（代表）

◇「女性の健康相談の日」
*前日までにご連絡下さい。

▼相談日

毎月第4水曜日

▼時間

13:00～16:00

▼場所

静内保健所2階診察室

●お問い合わせ先

静内保健所健康推進課
☎ 42・0251

電柱にカラスの巣を見つけたら、〈ほくでん〉までご連絡ください

毎年、春はカラスの繁殖期。カラスが電柱に巣を作るケースが多くなってきます。

巣の材料となる木や金属が、電線などの電気設備と接触すると、停電の原因となります。

電柱に「カラスの巣」を見つけた場合は、〈ほくでん〉まで情報をお寄せください。

●連絡先

ほくでん 静内営業所
☎ 42・0009

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は自らが積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい少子高齢化時代を先取りした制度となっています。

保険料など年金資産は、農業者年金基金が国内債権を中心に分散投資による安全かつ効率的な運用を行い、積立・運用状況は毎年6月末までに加入者全員にお知らせします。年金資産の運用はプラスになる年ばかりでなく、マイナスになる年もありますが、1年間に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象になるので付利とは別に節税によるメリットもあります。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上、③農業に従事する60歳未満

の方ならどなたでも加入できます。

●お問い合わせ先

新冠町農業協同組合
☎ 47・3111

新冠町農業委員会
☎ 47・2472

労働基準法が改正されます！

本年4月1日から、労働基準法が改正されます。

主な改正内容は、①1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率が5割増以上に引き上げられる（猶予措置あり）、②限度時間（月45時間など）を超えた時間外労働に対する割増賃金引上げ等の努力義務が労使に課せられる、③年次有給休暇が時間単位で取得できるようになるなどです。

詳しくは、北海道労働局労働基準部監督課又は最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。

●お問い合わせ先

北海道労働局労働基準部監督課
☎ 011・709・2715

労働基準監督官採用試験のお知らせ

▼受験資格

- 昭和56年4月2日から平成元年4月1日生まれの者
- 平成元年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者及び平成23年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

▼採用予定者数

約120名（全国）

▼受付期間

4月1日（木）～4月14日（水）

▼申込書の送付先

〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1-1
北海道労働局総務部総務課人事第1係

▼試験日時（札幌市）

第1次試験 6月13日（日）

●申込用紙交付場所及び問い合わせ先

浦河労働基準監督署
☎ 0146・22・2113

ひだか弁護士 相談センター

●受付時間
午前10時～午後4時
●お問い合わせ先
ひだか弁護士相談センター
☎ 42・8373

3月

17日（水）	24日（水）
29日（月）	31日（水）

4月

5日（月）	7日（水）
-------	-------

ご寄付ありがとうございました 〈敬称略〉 町へ

●特別養護老人ホーム「恵寿荘」に役立ててと

- ☆桜井 俊秀 (500,000円)
- ☆細井 勝也 (20,000円)
- ☆高橋 満郎 (大根120kg、人参3kg)
- ☆ボランティアグループちよぼら（カット布2袋）
- ☆石崎 昇（歩行器1台、オムツ1式、古布1式）

新冠町社会福祉協議会へ

▼香典返しに代えて

- ☆藤原 秀国 (50,000円)
- ☆中地 賢次郎 (50,000円)
- ☆木原 かやの (20,000円)
- ☆細井 勝也 (20,000円)

ひだかひまわり基金法律事務所

弁護士 秋元 忠史（札幌弁護士会所属）

*借金・クレジットの返済 *多重債務 *交通事故 *離婚
*相続・遺言 *家賃滞納・不動産 *悪徳商法 など

借金・交通事故については、初回相談無料です。☎(0146) 43-1206

日高郡新ひだか町静内御幸町3-1-78-2階（ウェリントンホテル向かい）

歩くことをあきらめないで下さい

足腰に不安のある方にはこれがお奨め♪
歩行の安定性重視「ボールウォーキング」

専用ボール取り扱い中♪

ピュア1F
シューズ 東京
妹尾 巨知
☎ 0146 (43) 3758



フライダルフラワー ★スタンド花 ★アレンジメント

フラワーつつみ

TEL 0146-47-4878
FAX 0146-47-4879
新冠町字東町19-18

< mild からのお知らせ >

『ご卒業・ご入学おめでとうございます』

☆お祝いや、贈り物に、
美味しいスイーツはいかがですか？
クッキーやケーキなどを大切な門出に贈りませんか？
尚、パースデーケーキのご予約も承っております。

手作り工房 mild 新冠町字本町110-28
TEL・fax (0146) 47-2885

停電したときは

ほくでん停電サービス

停電情報をフリーダイヤル音声メッセージでお知らせしています。

24時間対応フリーダイヤル
☎ 0120・827・121